

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団契約規則（一部抜粋）

（競争入札等の参加資格基準及び審査）

第4条 理事長は、競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 財団は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札等に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3 財団は、特別な事情がある場合を除くほか、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争入札等に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 第37条に規定する監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（監督及び検査）

第37条 財団が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合において、理事長は契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

2 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により財団の職員によって前項に規定する監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないとき、財団の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。